

第19回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年2月26日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 委嘱状の交付
4. 新市名称名付け親大賞・親賞の贈呈
5. 諸般の報告
6. 議 事
(前回提案された事項)
 - (1) 協議第44号 建設関係事業の取扱いについて(協定項目25-18)
 - (2) 協議第45号 上・下水道事業【水道】の取扱いについて(協定項目25-19-①)
 - (3) 協議第46号 上・下水道事業【下水道】の取扱いについて(協定項目25-19-②)
 - (4) 協議第47号 地域審議会の設置について(協定項目8)
 - (5) 議案第2号 平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成16年度始良中央地区合併協議会予算について
(議決事項)
 - (6) 議案第3号 平成15年度始良中央地区合併協議会補正予算(第1号)について
7. 次回の協議事項について
(提案説明)
 - (1) 協議第39号 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて(協定項目25-16-①)
 - (2) 協議第48号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目11)
 - (3) 協議第49号 町名・字名の取扱いについて(協定項目19)
 - (4) 協議第50号 その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて(協定項目25-27-①)
8. 新市まちづくり計画（修正案）について
9. その他
・次回の会議日程等について
10. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	山口 茂喜委員
福島 英行委員	大庭 勝委員
前田 終止委員	脇元 敬委員
津田和 操委員	湯前 則子委員
小原 健彦委員	新村 俊委員
西村 新一郎委員	宮田 揮彦委員
笹峯 護委員	上村 哲也委員
東麻生原 勉委員	榎木 ヒサエ委員
池田 靖委員	松山 典男委員
川畑 繁委員	石田 與一委員
徳田 和昭委員	徳永 麗子委員
川東 清昭委員	砂田 光則委員
常盤 信一委員	岩崎 薩男委員
木場 幸一委員	松永 讓委員
黒木 更生委員	狩集 玲子委員
迫田 良信委員	児玉 實光委員
浦野 義仁委員	八木 幸夫委員
稲垣 克己委員	林 麗子委員
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
原 京子委員	

会 議 欠 席 者

吉村 久則委員
東鶴 芳一委員
永田 龍二委員
原田 統之介委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は協議会規約に定めます2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**19**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして吉村委員、原田委員、東鶴委員、永田委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆様こんにちは。ここ数日家々の梅の花もほころびましてスッカリ春の兆しを感じるようになったところでございます。本日は第**19**回目の協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。本日も午前中には第**13**回目の議会議員の定数及び任期に関する検討小委員会を開催いただいたところでございますが、慎重審議を重ねていただいておりますことに対しまして深く感謝を申し上げる次第でございます。他の地域の合併協議会の状況ではございますが、ご案内のとおり、去る2月**19**日、川内市におきまして川薩地区法定合併協議会の1市4町4村の合併協定調印式が盛大に行われたようでございます。現行の合併特例法に基づく県内では第1号の合併調印式でございましたが、合併の日が平成**16**年**10**月**12**日、これを目標にし、合併されますと、区域面積では県内一の、また、人口では鹿児島市に次ぐ2番目の市が誕生するということになるようでございます。さて、本日は、この当協議会には本日から牧園町の前田終止委員、そして脇元敬委員のお二人にもご出席をいただいております。この後委嘱状の交付をさせていただきますので、どうかよろしく願い申し上げたいと思います。また、新市の名称につきましては「霧島市」ということで前回それこそ全会一致で決まったところでございますが、本日は新市の名称の名付け親大賞、それから名付け親賞の贈呈も計画をいたしております。どうかよろしく併せてお願いを申し上げたいと思います。本日もお手元に配付をさせていただきますように、多くの審議・協議事項を掲げておりますけれども、途中で本日もまた休憩をとりながら、皆様のご協力をいただき実りの多い会議にさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

続きまして委嘱状の交付を行います。初めに新しく牧園町長に就任されました前田終止様に協議会会長の方から協議会委員の委嘱状を交付いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委嘱状、前田終止殿、あなたを始良中央地区合併協議会委員に委嘱します。任

期は平成**16**年**2**月**26**日から協議会解散の日までとします。平成**16**年**2**月**26**日、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、どうかよろしくお願ひします。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

続きまして、牧園町の倉田委員の辞任に伴いまして、その後任として選任されました脇元様、お願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委嘱状、脇元敬殿、あなたを始良中央地区合併協議会委員に委嘱します。以下同文でございます。よろしくお願ひします。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上で委嘱状の交付を終わります。続きまして新市名称名付け親大賞、名付け親賞の贈呈を行います。新市の名称として漢字の「霧島市」と応募された人の中から抽選で当選されました名付け親大賞1名、名付け親賞5名、計6名のうち本日は4名の方にご出席をいただいております。ただいまからご出席をいただきました4名の方に協議会の会長の方から賞状及び商品の贈呈を行います。まず初めに名付け親大賞に当選されました霧島町の馬場ミエ子様に賞状及び商品が贈られます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

賞状、名付け親大賞、馬場ミエ子殿、あなたは、合併後の新しい市の名称に決定した「霧島市」に応募された方の中から抽選の結果、頭書のとおり栄えある名付け親大賞に選ばれましたので、これを賞します。平成**16**年**2**月**26**日、鹿児島県始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、おめでとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

続きまして名付け親賞に当選されました3名の方に賞状及び商品が贈られます。宇野沙織様、中央の方にお進みください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

賞状、名付け親賞、宇野沙織殿、あなたは、合併後の新しい市の名称に決定した「霧島市」に応募された方の中から抽選の結果、名付け親賞に選ばれましたので、これを賞します。平成**16**年**2**月**26**日、鹿児島県始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、おめでとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

続きまして岩上初江様でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

賞状、名付け親賞、岩上初江殿、以下同文でございますが、おめでとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

続きまして荒木とみ子様でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

賞状、名付け親賞、荒木とみ子殿、以下同文でございますが、おめでとうございます。どうもおめでとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

なお、本日は、名付け親賞に当選されました中食有希子様、中村千穂子様はご都合によりまして欠席でございますので、後日賞状、商品を贈らせていただきます。会長の方からお祝い、お礼のごあいさつがございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、一言お礼のごあいさつを申し上げます。今回の新市の名称の「霧島市」、この名称につきましては、全体で**3,887**の新しい名称の応募が出されましたが、そのうちの「霧島市」というのは**935**名でございました。その中で前回の協議会で厳正な抽選をさせていただきました。今ここにおられます4人の方々に名付け親大賞、それから名付け親賞を贈呈させていただいたところでございます。新しいまちがスタートいたしますと「霧島市」という名称でこのまちがスタートするわけでございますが、新しいこの「霧島市」という名称は、住んでおられる方々にとっても、それから新しいまちをつくっていく中でも最もシンボルと、象徴というふうになるものだと思っております。大変大事なものだと思っております。受賞された皆様方は一般の方よりもなおこの名前には愛着を覚えられるのではないかなと思っております。今日は大変お忙しい中、この受賞式に参加をいただきまして誠にありがとうございました。本当におめでとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして新市名称名付け親大賞及び名付け親賞の贈呈を終わらせていただきます。これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。ここで先に牧園町の前田委員さんの方から発言の機会を求められておりますので、ご発言をよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会委員（前田 終止）

皆さんこんにちは。このたびの牧園町長選挙によって当選をさせていただき、皆さん方の合併協議会の新たなる委員として選任をいただきました前田終止でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。**18**回に及ぶ皆さん方の真摯な協議を評価を申し上げ、そして尊重をしたいという気持ちでございます。今後は

皆さんと共に自分たちのふるさとを自分たちでつくっていくんだという覚悟を持ち、そしてよりよい合併を目指して共に頑張っていきたいと、こういう覚悟でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

引き続きまして脇元委員の方からもよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会委員（脇元 敬）

こんにちは。牧園の脇元と申します。何分若輩者で勉強不足ではありますが、私の人生の修行の場と位置付けて一生懸命取り組みたいと考えております。私たちの子供たちの世代、そして、また、その子供たちの世代に伝える、残す。そして夢のある合併、そしてこの協議会へ参加できますことを心から光栄に感じております。また、皆様にこうしてお会いできる機会を与えてくださったことを感謝しております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま前田委員、脇元委員からごあいさつをいただき、ありがとうございます。どうか始良中央地区合併協議会のためにご協力・ご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは、本日の会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。初めに会議次第第5の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等についての事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料、会議次第に続きまして2ページ目をお開きいただきたいと思います。2ページに協議会の行事や事務局の動きについて整理をさせていただきます。2月の12日に第18回の協議会が開催されました以降それぞれ会議が開催されておりますが、その主なものについてご報告申し上げます。2月19日の木曜日には第19回の幹事会を当多目的ホールで開催いたしております、その内容につきましては本日提案いたします協議事項等についての協議を行っております。それから、2月の25日でございますけれども、昨日でございますが、教育長会を溝辺町において開催いたしております。教育関係の協議事項が取りまとまっておりますので、事前にそれらの事項について説明をし、協議を行っております。諸手続きを経ましてまた本協議会の方にご提案を申し上げるという形になってまいります。本日が第19回の協議会でございます。それから、今後の予定でございますけれども、下の方に整理をさせていただきますので、お目通しをいただきたいと思います。それから、本日配付いたしました資料の中にカラーの印刷物でございますが、よかまちサミットのまちづくりニュース第6号として添えてございます。これにつきましては、新市まちづく

り計画の概要版を昨年11月末にまとめまして、12月からそれぞれの各市、町で住民説明会を開催し、そして、また、分科会の委員等の意見を踏まえながら、それぞれ出された意見を反映をさせるべくこの新市まちづくり計画の概要版の修正作業を行ってまいりました。その一環としてフォーラム委員の方々との意見交換を行ったその結果についての報告でございます。このような修正されたものにつきましては本日提案いたしておりますので、内容につきましてはその場で説明をし、ご協議をいただきたいというふうに思っております。以上が前回協議会からの主な会議等についての報告でございます。諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局より説明がございました諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等はないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第6の議事に入ります。議事の(1)、協議第44号、建設関係事業の取扱いについて（協定項目25-18）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で建設専門部会の方から提案説明を行っておりますが、補足説明ございますか。はい、部長。

○始良中央地区合併協議会建設専門部会長（成枝 靖夫）

建設部会長の成枝でございます。よろしくお願い申し上げます。建設関係事業の取扱いにつきましては、先の第18回協議会で事前提案申し上げ、説明させていただきましたとおりでございます。その後訂正及び補正等はございませんでしたので、よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。なお、本日専門部会副部会長並びに各分科会長も同席させていただいておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまから協議会に入ります。本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

6ページの協議事項、25-18、建設関係事業の所の砂防等関連事業の項目でありますが、調整の内容が「砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。」とありますけれども、この内容を見てみますと、国分市だけが分担金を徴収しているようではありますが、ほかの町は全部徴収なしという形でありますので、この辺を方向として徴収なしという方向付けはできないものかどうか。事務局の方にお伺い

いたします。

○始良中央地区合併協議会建設専門部会長（成枝 靖夫）

一応国分市だけが徴収ということをしておりますので、そこを含めまして今後調整していくということでございます。要するにほかの6町さんですかね、それは徴収されておられませんので、一応今後いろんなのを勘案しながら、するか、しないかというそういうことまで含めて調整、今後の調整させていただきたいということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

そのことは分かっているわけです。しない方向付けはできないかという質問です。

○始良中央地区合併協議会建設専門部会長（成枝 靖夫）

まだそこらあたりまではっきりとしないということをここではちょっとまだ申し上げられないところでございます。それを含めまして、しないことも含めまして今後協議していくということでございますので、よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

非常に厳しい財政事情の中でありましてけれども、ほかの町村全部がなしという方向付けを今までそういう形で取り組んできておられますので、ない方向で検討いただきたいという私たちの特別委員会からの中での意見もありましたので、よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

7番についてですねお尋ねしたいんですけれども、都市計画法関連調査（マスタープラン）等についてということですね「新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。」というふうに表現されているんですが、この「新計画が策定されるまでの間」というふうに表現されている部分についてお尋ねをしたいんですが、これは今までのその事務事業の突き合わせの中でこういう表現をされたその経緯ですね、また、この策定されるまでの間ということは、主にいつ頃までをそれを想定されているのかですね。協議の中身についてお尋ねしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部会長（岡元 邦昭）

ご説明申し上げます。都市計画関連法基礎調査についてはおおむね5年ごとに、5年前に行うようになっておりまして、新市において速やかに基礎調査を実施し、一体的な都市計画をつくる必要から、それまでの間については、現在各市町にお

いてマスタープランを持っておりますので、それを引き続き運用するという
こと
でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

そうしますと、5年というふうに、5年後というふうに理解してよろしい
んで
すか。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部長（岡元 邦昭）

早ければもうちょっと早く済むと思いますが、おおむね3年から5年という
ふ
うに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

すいません、たびたび。都市計画税はですね、今、国分市と隼人町だけが徴
収
して
いますね。溝辺町も今区画整理されたり、ほかの町もですね都市計画、様
々
な
計画があると思うんですが、これは今後どのように取扱われるのかです
ね。今
後の
計画との関連でお尋ねをしたいと思います。また、徴収してない五つの
町が
ありますが、その五つの町での議論はどういう経過をたどっているのか
です
ね。
ご
紹介
いただければというふうに思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部長（岡元 邦昭）

お答えします。都市計画税については国分市と隼人町と徴収しております
が、
これは建設部会でありまして、税務の方の分科会で今協議の最中では
ござ
います
ので、そちらの方でよろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

これはですね税務部会の方で、総務部会ですね、事務局の方で答えさせ
ます
ので。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、都市計画税についてご報告申し上げます。これにつきましては
昨年
の**11月25日**この協議会に提出されて、次の協議会で協議され、承認され
て
お
り
ます。それにつきましては、内容につきましては、「都市計画税は、課税区域
及
び
税率については現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率につ
いて
は、
新市において調整するものとする。」というような調整方針で承認にな
った
経過
が
ござ
います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

31ページの協議事項**10**の公営住宅建設事業の項目でございますが、今
まで
各

町にも住宅マスタープランなどがあるにせよ、住宅建設計画などができていると思えますけれども、新しい市になりますとどうしても中心部に対する需要は希望者が増えるんじゃないかというような懸念するところではありますが、周辺部に対してのその今までの各町の住宅計画などに対する配慮はどのような方向で検討されるものかお伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部長（岡元 邦昭）

お答えします。現在各市町において住宅マスタープラン等の計画があるわけですが、現在の主な事業は住宅需要に合わせて老朽化に伴う耐用年数を経過した住宅の建て替えでありまして、そういうのはすべての市町でやっております。新規事業についてはそういう建て替え、現在の建て替え等も含めてまた新市において検討するというふうに計画でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

合併によって周辺地域の過疎化がかなり心配されているわけですが、その辺に対しましても、建て替えだけではなく、新規事業の導入までも含めて非常に十分な配慮をした検討をいただきたいという要望をしておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

まちづくり委員会等ですよ、多分に私は感ずるところ総花的なですね話になっているわけでございます。このこの15ページですか、街路事業について、それから、6、公共団体、土地区画整理事業につきましてもですね各自治体、現在の自治体における中で一番大きな差があると思うんですよ。これをそのまま新市で継続して調整するとなればですね建設計画の経費自体がですね多額なものになってくると思うんですよ。だから、私は要望なんです、新市でするのは賛成なんです、その辺をですねどのように持っていくか。ない所は一つもないと、ある所はですね積算しただけでも大変な金額になっているわけです。これをこのまま肯定されて、そのまま引き続いて事業計画を入れていくということはですね私はおかしいんじゃないかと。だから、新市になった時のですね会計をよく考えた上でですね調整していただきたいと、そのように思うんですが、よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

新市の計画づくりとの関連でのお尋ねだと思います。本日もいわゆる修正版としての新市のまちづくり計画をご協議願うことになっておりますけれども、これはあくまでも基本構想・基本計画的な要素が盛り込まれているものでございます。

その中にはいわゆる事業項目として各分野の項目が整理をされております。この基本計画に盛り込まれたものは今後財政の方との整合性を保ちながらいわゆる実施の計画という形に進めてまいるということになります。したがって、この計画のものが総花的になるのはある意味致し方ないのかなとは思っておりますけれども、これへの肉付けにつきましては、それらの要素を踏まえて、財政を踏まえて、そして建設計画、いわゆる実施計画の方に反映をさせていくという、その中で整理をしてまいりたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

財政がですよ逼迫すると。幾ら合併特例債があるからとか、いろんな国・県の支援事業としてあってもですね、新市になってからあれもできなかった、これもできなかったというようじゃ私はですね新市に対する失望感だけがあると思うんですよ。また、新市の市民を裏切ることになりますので、その辺はですねできるだけきっちりした財政計画の下で立てていただきたい。このように要望いたしておきます。よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そのほかにございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

この中にはないんですが、すいませんでした。特例債関係についてお尋ねしてよろしいんですか、建設事業関係というふうになっているものですか。お尋ねして、お答えいただけるんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

これまで取り上げてはいませんので、いろいろこれまで審議した内容のものもございませので、その辺はまた改めて勉強をしていただくということにいたしまして、今の部分の中で特にその特例債の中でお聞きになりたいというどの部分なんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

計画はあらかじめ県の方に提出していかなければいけないというふうに聞いているんですけども、その認可が必要なんですよね、県の、は必要ないんですか。その主な事業というのはどういうものがある。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっと視点、恐らく事業計画とか、これまでずっともう会を重ねてまいっておりますので、計画書をつくる時、それから事業費の算定、ずうっとこう整理をしてきておりますので、今日の内容はですね今この提案している部分の内容でご協議を進めていただきたいと思いますので、（「分かりました。了解しました。はい、はい、はい。」と言う声あり）、よろしく申し上げます。ほかにはございま

せんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでありますので、この件につきまして特にございませんでしょうか。委員の皆様にお諮りをいたしたいと思えます。この件につきましては提案のとおり承認するということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第44号、建設関係事業の取扱いについて（協定項目25-18）は提案のとおり承認されました。続きまして議事の(2)、協議第45号、上・下水道事業【水道】の取扱いについて（協定項目25-19-①）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で企業公営等専門部会から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございませんでしょうか。はい、専門部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（石塚 義人）

皆さんこんにちは。公営部会の石塚でございます。資料につきましては前回の第18回の別冊資料の2でございます。前回説明申し上げましたので、今回はこれまでの協議の経過と論点等について申し上げます。水道関係の協議につきましては慎重に協議を重ねてまいりました。協議する中で各市町の中から再三上げられた点は、住民感情等考慮すると、水道料金の早急な統一に、特に料金が上昇する場合は困難であるということでございました。これは簡易水道事業を営んでいる町においては、現行の水道料金は、住民の福祉が優先され、一般会計から繰入金等を受けるなどして比較的 low で設定してありますが、合併後安定した水道事業経営を目指すには合理的な根拠に基づく料金算定が不可欠であることを考えると料金が上昇するのではないかという懸念から出発しております。この点につきましては合併後の水道事業の在り方なども密接に関係いたしますが、合理的な積算根拠を提示し、適切な水道料金体系を算出するため、新年度予算において分析を行うことができるよう各市町足並みを揃えて予算を要求していただいているところでございます。また、料金の統一時期については、合併後5年間で統一するとしております。以上が協議の中で再三出てきた問題でございませんでけれども、本日は公営企業部会長、それに分科会長も同席しております。以上、協議よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思えます。本件につきましてのご質問・ご意見を願いたします。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

協定項目の1番目に「上水道については、合併と同時に統合する。簡易水道事

業については、公営企業会計として新市において統合する。」、2番目において、上から3行目でございますけれども、「現行のとおり新市創設認可を受けることとする。」ということがございますが、これについての考え方、整合性について説明をいただきます。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副会長（石塚 義人）

国分市と溝辺町及び隼人町の水道事業というのは今現行の適法を受けております企業会計で行っているわけなんですけれども、また、ほかの6町、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡水事業、一部簡水事業でございますけれども、これは合併と同時に公営企業を全部適用した上で公営企業水道としてするというのでございますが、これは水道料金とか、あるいは公営企業の方でやりますと、公営企業では資産あるいはいろんな物についての減価償却、そういうのを求めて、現金及び建物あるいはそこにある資産、水道の管とか、そういう物についても減価償却をして、それで行っているわけなんですけれども、簡易水道につきましてはそういうことをやっておりませんので、それを公営企業の方に持っていきまして統合しまして、そして一緒にそういうことが、減価償却をして適正な水道料金、そして統合することにより1市の適正な照合ができるようにということで統合するというふうにしております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

統合ということなんですけれども、統合とはいわゆる一つにまとめ上げることを統合すると理解しますが、水道施設は、上水道事業においても、簡易水道事業におきましても市民が最も密接に感ずる施設でございます。そういった面で、資料を見てみますと、簡易水道事業においては、国分が二つの地区、横川が六つの地区、牧園が八つの地区、霧島が2地区、隼人が1地区、福山が8地区、合計**27**の地区になっていると思っておりますが、それをば統合するとなりますと、計画、給水人口にしましても3万**2,584**人と計算がされます。現在の給水人口が2万**5,771**人となってきますが、霧島市簡易水道事業として統合されるのかどうか。その辺の考え方はどうなんですか。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副会長（石塚 義人）

ちょっと私の説明が誤りがございまして申し訳ございません。簡易水道は簡易水道として当分の、そして上水道は上水道ということで統合はしていきますということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

上水道については分かるわけでございますが、簡易水道は簡易水道として進めていく、統合していくとなってきますと、水道法の適用で、いわゆる**100**人未満の場合は特設の水道法にあります。**101**人から5千人までが簡易水道事業、そし

て5千人を超えるのに上水道事業となってきますが、簡易水道の取り組み、いわゆる創設認可、いわゆる水道事業を起こす場合は新設認可と変更認可、創設認可、新設と創設とはそう意味的には変わらんわけですが、合併、市町村合併に伴う合併については全国的に「創設」という言葉を使った方が好ましいだろうということで指導も受けていらっしゃると思うんです。そうした面から見まして「創設認可」という文言がここに載っていると思いますが、そうした場合に簡易水道全部をば統合するのか。それぞれの先ほど申し上げました27地区、もちろん水源も異なります。給水地区も異なりますが、2番目には「現行のとおり新市創設認可を受ける。」ということですが、水道事業計画については。それと1番目との、「統合する。」という言葉との私はちょっと理解も苦しむし、要はこうでしょう。合併と同時に現行の上水道、簡易水道事業はすべて廃止をし、直ちに創設認可を受けるということになろうと思うんですけれども、最初に、1番目は、この出されたものを見ますと、いわゆる会計上の一元化ということで絞ってあります。2番目がいわゆる事業でしてありますが、いわゆる事業そのものがいわゆる認可事務ですので、認可事務が先に立ってこなきゃならない。協定項目の1番目には認可すること。どういった形で認可するかということが1番、まず最初に議論されなければならない項目ではなかったのかなあと、1番目と2番目がこう両方にまたがったような格好をしてございますので、理解がし難いわけでございます。その辺をどのように事務局なり、検討委員会の方で判断されたのかお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

確かに今、委員がおっしゃるとおりでございますけれども、確かに合併の時点ですべての破棄しまして、そして創設認可を新しくもらいます。それが最初でございます。そしてこの統合する、2番目の統合するは、最初の統合は会計を統合していくんだと、企業会計に、簡易水道事業も公営企業の方に会計だけは全部適用して統合したいと。そして各あります簡易水道はそのまましておきまして、会計だけは一つの統一したものにしていこうということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今のような答弁であれば、そのとおりここに協定項目に書くべきじゃなかったんですかね。いわゆる会計のみは統合していくんだ、上水道事業として。あるいは、また、簡易水道についても公営企業会計を適用した上で統合していくんだと、会計のみであればですよ。許認可の関係との、いや、許認可じゃありません。認可の関係等がここに2番目の所に事業と絡んできますので、なかなか理解がし難いなあと感じております。県の水道係の方からの指導も受けられたんですかね。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

1 番目は公営企業法適用と会計の一元化ということでお願いをし、2 番目の方で上水道、簡易水道の事業のお願いを新市において策定すると、創設、「新市創設認可を受けること。」ということで、会計の一元化とその認可の方とは別々に行ってはいるんですけれども。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

先ほど申しあげましたように、水道事業は、管理者が設置し、多くの市民に関係のあることですね。そうしますと認可事業ですから認可が先に立たなければいけないと思うんですよ。認可が2 番目に書いてあるし、しかも事業と同時、一緒に書いてあるわけでしょう。それと簡易水道事業についてはそれぞれ、27 地区はそれぞれに今まで認可を受けていると思うんです。そこをどうするか。いわゆる毎月の水質検査、毎日の、毎日行う水質検査あるいは月に1 回の水質検査、年に50 項目に及ぶ水質検査とか、そういったものもそれぞれの地区ごとの検査を受けていかなきゃいけないはずだと思います。上水道であっても統合したとしても国分は国分、あるいは、また、隼人は隼人、溝辺は溝辺のその事業ごとに、給水区域ごとに水質検査もしていかなければならないと思うんですよ。そういったことを明快にここではできるような協定項目が必要じゃないんですかね。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

確かにおっしゃるとおり、認可の方が先についた方がいいような感じはいたしますが、非常に申し訳ございませんけれども、協議をする内容の中で1、2 というようなこういう感じについて協議に出してしまいましたので、うちの方の分科会、専門部会、いろんな部会の方でも認可、そういうことについての方がもんで、すべてはいろんな所の意見等を聞きながら、今おっしゃったようなあれで調整はしてまいっております。どちらも大切ということは分かっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

許可じゃないでしょう、この事業は。許可ではないでしょう。（「認可です。」と言う声あり）、2 番目に「新市創設許可を受けることとする。」となっておりますよね。となっておりますよね。（「はい、はい、だから、これを1 番目に出した方がよかったのかもしれない。」という声あり）、それでその辺の所との絡みですよ。それで今申しあげますように、27 地区をですね全部統合して3 万2 千人というのは、水道法の関係でこれは上水道に変えなさいと、必ず、県の保健福祉部の生活衛生課の水道係ですか、ここが認可するわけなんですから、そこは言うと思いますよ。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

簡水をすべてこう集めて上水にしなさいということではございません。簡水は

簡水で統合していくわけなんですから、ただ会計上を企業会計の一つにまとめた方が合併に関して、企業会計と一般の会計が、特別会計がございまして、端末機やら、あるいは場所やら、そして人員も増えてきますので、企業会計の一つにしますと、その分だけは会計の一元化でいろんな事業もできていきます。ただその簡水のその認可とか、それはもうそのまま創設認可をしていただくというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

やりようによっては県はこの際上水道へ変更しなさいという指導もあろうかと思えますよ、進め方によっては。それでその辺のところを十分気をつけていかなければならないということがございます。それでですねやはり今のこの文言で、これは住民に全部資料として配布されますよね、協定項目の中で、こういった協定項目をしたんだと。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

この合併協議会の、すいません、合併協議会のお知らせ版とか、そういうので出ると思えます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

そうした場合に住民が見た場合にすぐ理解ができるかどうか。ちょっとこの1番目と2番目の問題では理解が難しいなあと思えます。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

先ほど県の方からその上水道の方に指導がということはほとんどございません。簡易水道は簡易水道、そういうことで進んでいかれます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

私が言ったのは、やりようによってはそういった指導がなされますよということと言ったわけなんです。よろしいですか。私の地区もですね簡易水道事業を行っております。新設認可を、新設を受けましてですよ、それでそれから今変更認可を受けようとしている時なんです。今それを進めております。県の水道係とも月に何回か協議をして進めているという状況にございます。ただその変更認可を受けるとというのが、最初の計画人口を1千人と決めとったんですが、今で**1,185**名になりました。したがって、**1,185**名に関わるタンクですね、浄水池、そういった物についての変更ということで、**110**、**1,100**だから**115**名ですか、の計画人口に対して、実際の給水人口が多くなったから、「もう少し多くなるまで待ってくれんか。」と言ったら、「できません。」ということだったです。それで今月も、2月も県の水道課とも協議をしたりして、水道係ですか、こういった方向をとればいいのかということは今私の地域ではやっておるわけなんです。したがって、水道事業というものは段々段々厳しくなってきましたよね。そういった

面で十分注意をすると同時に、安心して安全な水を市民に供給するというご
ございますので、その辺に努力をしていただきたいと思います、この協定項目
についてはとにかく理解が、市民は理解が難しいと考えます。同時に、現在各地
区で上水道事業に関わっていらっしゃる職員の方が国分、隼人、溝辺で**40**名い
らっしゃいますね。嘱託職員が2名、臨時職員が2名、管理、委託管理なり、検
針人**13**名、今そうして簡易水道事業に関わっていらっしゃる所は建設課の職員
あるいは都市計画課の職員、そういった所でされておりますが、統合、合併をし
まして、これをば簡易水道を一元化した場合に人員体系はどうなってくるのか。
その辺の協議をされたのかお尋ねをいたします。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

はい、確かに人員関係、組織関係、そういうのがきちんと決まらなければ水道
の本当の料金は決まってまいりません。そういうことでうちの分科会、専門部会
の方でも組織、人員について協議はしましたけれども、これは総務の方の人事部
会ですか、これとも関連があるということで、そっちの方からの方に今任せてご
ざいます。協議はいたしております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局長の方から。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今、1番の項目と2番の項目についてセットでのいろんなご意見だと思ってお
ります。基本的な件についてはご理解をいただいているのではないかと思ってお
りますが、その表現の仕方、それから作業の進め方等について少し意見が回答の
方とかみ合っていないという状況ではなかろうかというふうに思っております。事
務局といたしましてお願いできることならば、この1番、2番については少しまた
整理をさせていただくことにしまして、それ以外の部分でご協議をいただき、
次回の協議会でもって文言整理した上で再度またご協議をいただくというよう
なことでご協議を願えればと思うんですが、議長の方でよろしくお取り計らいのほ
どをしていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

恐らく文言の表現、文章の表現の問題で今、延時委員の方から理解しにくいの
ではないかということに対しまして、事務局の側の方は、もう少し分かりいい表
現と言うんでしょうか、そういうことで検討し、次回協議をしたいということで
ございますが、皆さん方にちょっとお諮りをいたします。今先ほどから延時委員
の方がご意見を出しておられます。随分と専門的な部分が少し入っておられるん
じゃないかと思っておりますけれども、その他の皆さん方のこれに対して何かご意見ご
ざいますか。なければ、はい、なければですね、今進めたいと思っておりますが、

浦野委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

今、大事なことだと思うんですよ。というのはですね、簡易水道事業会計、公営企業会計、括弧してあるんですけど、公営企業法で確か七つあるわけですよ。上水道は公営企業法に、簡易水道は特別会計なるんですけど、国庫補助が厚生労働省から簡易水道の場合は**30%**あるわけですね。これは水道料金から全部影響してくるわけなんです。だから、簡易水道の方は**101**名から5千人という団体になっております。それ以上は当然上水道となってくるわけなんですから、だから、統合ということはですね無理だと思うんです。だから、簡易水道の場合は整備事業において国庫補助はあるんですけど、公営企業はないわけなんですから、その辺を含められてですね次回文章、延時委員がおっしゃったのを全部あれすと言っているんですけど、全部関連しますので、その辺をもう少し調査研究されてですねこの辺を調整項目を書き直していただきたい。いいですかね。返事をいただきたいんですが。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、先ほど、はい、木場委員、今これに関して、でなければですね整理をさせていただきます。先ほど事務局の方からもそのような提案をいたしましたので、この部分につきましては少し表現を整理しまして次回に協議をしていただくという形でさせていただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

訂正です。溝辺町の水道課で確認してきました。**20**ページの開発負担行為、均等の所でございますが、溝辺町のはこの中の負担金の算定の所の①の所が「1日最大給水量1 m³×**500**万円」となっておりますが、これは「5千円」の間違いということです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局ご理解いただけましたでしょうか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

それでは、今のことについて申し上げます。**20**ページでございます。**20**ページの溝辺町、①の「1日最大給水量1 m³あたり**500**万」と書いてありますが、これは「5千円」の間違いでございます。訂正方よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございますでしょうか。はい。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、この水道関係につきましては先ほど申し上げましたような形で次回

で対応したいということでございます。次に、協議第46号、上・下水道事業【下水道】の取扱いについてを協議をさせていただきたいと思っております。これも部会の方から前回説明をしておるところでございますが、補足説明がありましたらお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

それでは、資料につきましては前回の第18回の別冊資料の3でございます。前回申し上げましたので、今回は説明は省かせていただきますが、本日は部会長と事務局二人列席しておりますので、よろしくご協議お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、本件につきまして早速協議に入りたいと思っております。質問・ご意見等をお願いいたします。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようであれば、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第46号、上・下水道事業【下水道】の取扱いについて（協定項目25-19-②）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(4)、協議第47号、地域審議会の設置について（協定項目8）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で企画専門部会から提案説明を行っております。前回の会議で幾つかの質問・意見等がございましたので、補足説明をまずお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会企画専門部長（塩入谷 政秋）

企画専門部長です。よろしくお願いいたします。前回資料の別冊4をお開きをいただきたいと思います。協議第47号、地域審議会の設置について（協定項目8）の補足説明をいたします。地域審議会の設置につきましては、合併により行政区域が拡大することにより起こる合併の懸念や障害を除去するために合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために旧市町村の区域ごとに合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき新市において地域審議会を設置しようとするものでございます。この審議会の取扱いにつきましては当初のスケジュールでは4月に提案の予定でありましたが、各市町で昨年12月に実施をいたしました新市まちづくり計画の住民説明会の中で周辺部が寂れるなどの不安を解消するためなるべく早くこの地域審議会を設置するよう要望が出されておりました。また、併せまして協議会委員の中からも同じようなご意見がありまして、前回提案をさせていただき、本日協議をいただいているところでございます。この地域審議会は合併前に関係市町村の協議が必要

ということで、協議の内容につきましては前回説明を申し上げましたが、委員の中から第3条の所掌事務の中で予算関係の取扱いについて総務省の方に確認をするようなご意見をいただきました。総務省の回答でございますが、「審議内容につきましては、合併特例法の規定の第5条の第9項の方に新市まちづくり計画の変更に関する事項については、審議会が設置されておれば審議会で審議をすること以外には特別決まりはなく、その地域の実情に合った形で審議内容は決めてよい。」ということでございましたので、本日差し替えをお願いを申し上げますが、1枚紙です。地域審議会の設置に関する協議、別紙というのがございますが、ここの所の第3条の第2項、審議会は、アンダーラインが引いてございますが、ここの項目の追加をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。「予算編成の際の事業等に関する要望やその他」というのを追加をさせていただきます。諮問という形ではなくて、意見の所に入れさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、総務省との問い合わせにつきましては協議会事務局の方でしていただきましたので、この項については後で事務局の方からご説明をいたします。以上、協議第47号、地域審議会の設置について、協定項目8ですが、補足説明を終わります。よろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、総務省の方との連絡をとりましたので、ご報告を申し上げます。今、専門部長の方からる説明がございました。ほとんどダブっている所が多いんですけれども、私の方から再度報告をさせていただきますと思ひます。地域審議会について総務省に連絡をとった内容等につきましては、「地域審議会とは、合併前の関係市町村の協議で旧市町村の地域ごとに設置することが可能で、市長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会、附属機関である。また、審議会がどのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の協議において地域の実情を踏まえ話し合われ、明らかにする必要がある。一般的には新市まちづくり計画の変更に関する事。そして、また、新市まちづくり計画の執行状況等が考えられるとのことで、それ以外につきましては具体的な基準は総務省としては示しておりません。」ということでした。それと、また、11月13日の議会議員検討小委員会でお配りした先般指摘があった資料です。それにつきましては、他の協議員の方々につきましては11月25日お配りした地域審議会の資料のことですけれども、一般的なマニュアルで、鹿児島県で作成されたものをそのまま配付させていただいております。よって、それに縛られるものではございませんが、前回延時委員の方から意見が出されました。それに基づきまして専門部会、そして協議会事務局等で協議いたしました結果、必要なことだと思われまますので、今回、差し替えの書類にありますように、「予算編成

の際の事業に関する要望やその他」という文言の挿入をしていただき、変更して今回提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、補足等説明が終わりましたけれども、この件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、今島委員。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

今この地域審議会が提案されているわけですが、これは当初平成11年に合併特例法の中で制度化されたものです。この前平成15年の11月13日、首相の諮問機関である地方制度調査会の最終報告があったと思います。この中に地方自治を、自治制度を強く打ち出されて、この中に地域協議会というのが答申されていると思います。この中に今平成5年までのこの合併特例債の問題も引き延ばすべきだという答申がなされていたと思います。それがこの前の新聞に報道されましたように、3年間継続をするということになったと思います。果たしてこの地域協議会と地域審議会、これの内容、こうしたものはもう、今見てみますと、この地域審議会というのは新市の長の諮問に応じて意見を述べるだけにとどまっているわけですが、この地域協議会というのは、この答申にありますように、法人化も認められている。この内容を見てみますと、基礎自治体の事務の監視、基礎自治体の長その他の機関、その新しい市のそうした機関から諮問を受けることができる、それについてやっぱり建議できるというふうになっているわけですね。建議と意見はかなり違います、内容はですね。そして今一番心配をされているのは、地域住民の中で合併しなけりゃならないという現状は分かっているわけですが、大型合併をすると、中心地域はいいかもしれないけれども、周辺地域が過疎化していくんじゃないか。あるいは声が届かなくなるんじゃないか。見捨てられるんじゃないかと、こういうことが一番住民には心配されているわけで、なるだけ住民自治が可能になるような、地域住民の声が届くような協議会があつてしかるべきじゃないかというふうに考えるわけですが、この辺の協議が分科会、そうしたものであったものかどうか。それをお尋ねしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

前回の説明の中でも触れさせていただきましたが、分科会の中でも、専門部会の中でもございました。ただ、内容的には今おっしゃったとおりだと思います。ただ現在自治組織が余り確立されていない地域もあると、そのようなことで合併後いきなりせえというのには無理があるんじゃないかと。今現在新市まちづくりの計画の中で取り上げてあります住民参画のまちづくりを行いながら、コミュニティの充実を図る中で、地域の体力が備わった段階で地域審議会から地域自治組織の方へ移行する方が合併後スムーズに行くんじゃないかということで今回地域

審議会の方を提案をさせていただきました。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

そうすると、今日この地域審議会を決定しておいても、後この協議会の方に切り替えることは可能だというふうに聞こえますけれど、そうですか。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

条例等に変更してそういうことは可能ですので、なるべく早くそういう形になった方がいいかということで専門部会の方でも出てまいりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

関連しますけれども、今度3月9日の国会で審議をされる案件の中で今出ています合併特例法の中の合併特例区の問題と地方自治法の改正による、今話が出ましたように、地域自治会ということで根拠法令が完全に違いますね。そうすると、この今出されております地域審議会も合併特例法でございます。合併特例法を見ますと、いわゆる地域審議会と合併特例区、仮称、まだ仮称ですね、3月9日の国会審議、決定がなければ施行できませんので、仮称ですけども、そういった動きにあるということですが、法人格の問題を見ますと、特例法、合併、いわゆる地域審議会は法人格は有しない。そうすると合併特例区においては法人格を有する。そして地域自治会については有しないになっているようでございますが、設置区域の問題を考えると、地域審議会は旧市町村の区域、合併特例区も旧市町村の区域、そして地方自治区については市町村の判断により定める区域、括弧をして校区単位など、校区とか、大字を単位とした地域自治区、それが今、今島さんの方でも出ましたように、地域協議会ということになってくるんじゃないでしょうか。そういった行政は生き物でございますので、変わってきます。それで対応するために現時点においては審議会をし、合併特例法による審議会ですので、長くても10カ年ですから、そうすると地方自治法の改正による地域自治会は、これは期限はないわけなんですから、移行も、併設もできると思うんです、根拠法令が違うから。そういった面で見ますとやはり地域審議会、今立ち上げておいて、地域自治会をできるような受け皿づくりをまずつくっていかんないかんと思います。市町村を単位とするんじゃないしに、その下の段階の小中学校区、あるいは、また、大字校区を単位とするのが地域自治会の考え方でございますので、そのためには受け皿づくりが大切です。したがって、審議会を立ち上げ、その段階で地域自治会への移行、すぐできる所もあると思いますが、全市を考えた場合に相当こう努力をしていかなければできない所もございまして、フォーラム委員会等でも出ましたように、地域審議会を早く立ち上げ、住民の方々に自

分たちの意見は、議会の皆さん方をお願いすると同時に、こういった地域審議会でも自分たちの意見は新市につながっていきますよということを早く示した方がいいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

今のことと関連をするかと思いますが、現に自治会あるいは公民館等が法人格を持って確立している所と審議会との関わりという点ではどういう、線引きと言うんですかね、すればいいのか。お考えがあれば、お伺いをしたいと思います。それから、7地域に審議会が設置をされることになるんだらうというふうに思いますが、これは全体的にこの審議会の、何と言うんですか、全体が協議をする場というのは組織運営上は考えておられないのかどうかと。それから、市長に意見を述べるわけですから、新しいまちのですね、そこら辺との関わりでどういう処理をされようと考えていらっしゃるのかですね。新市のまちづくり計画はもちろん提案をされて現在の市町村の議会で議決をすることになるわけですが、やっぱりそこら辺との関わりで非常にこう、業務が非常にこう煩雑化したり、大変さが起こってくるのではないかという面も危惧するんですが、そこら辺を少しこう分かるように説明をしていただくと助かるんですが、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

まず、地域にある法人格を有する公民会との兼ね合いということでしたけれども、この地域審議会は、提案している地域審議会につきましては旧市町に、1市6町に一つずつ設置したらどうかというような提案をしております。それで法人格を持つ公民会との競合というのはいないんじゃないかなというふうには考えております。それとですね、この地域審議会をもし七つ設置するということになれば、事務所の方式で総合支所方式をこの始良中央地区はとるということですので、その総合支所の中にその地域の審議会の事務局を設置して、そこでその地域に関する、ここで提案しております所掌事務、3条に書いてあります所掌事務等についてですね審議をしていただいて、そしてそれを市長の方に答申するというような格好になるんじゃないかなというふうに考えております。それと、この委員の選出につきましてもですね、合併前に地域審議会を決定していただいて、そしてしていただければ、これを9月議会なら9月議会で議会の承認を得て、その後15名以内の中で、委員を今の1市6町のそれぞれの所で15名以内で選出していただいて、新市と同時に新しい市長の方から辞令交付をいただいて、それぞれの1市6町で新市において活躍していただくというような格好になるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

是非現在ある、公民館連絡協議会だとかというのが各市町にあると思いますが、不合理が生じないようにですねやっぱり交通整理をしていただかないと、いろいろな混乱が起こるんじゃないかというふうに危惧していますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。それから、新市のまちづくり計画等についてはもちろん議会に提案がされて可決をされるわけですから、その変更に伴う要望が出たとしても新しいまちの議会の議を経なきゃならないことになるんだろうと思いますが、そこら辺は市長に意見を述べてもらえれば結構なわけで、市長が提案をされるのかどうかというのがありますが、前回出ましたように、議会の軽視が若干言葉が出たような気がするんですね。そのところは、市長が必要と認め、判断をする際は、まちづくりの計画そのものを変更したり、予算が伴う場合は当然議会の議を経るということになるかと思いますが、そういうふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今申されたとおりで解釈してよいかと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

それから、議員の定数及び任期の小委員会で資料に出された部分のこの3ページの3にですね要するにこの設置をする場合に議員の定数特例あるいは在任特例の関わりが触れられておるわけですがけれども、今、小委員会ではまだこの結論もみてないんですが、そこら辺の整合性の問題と、それから、前回も説明がありましたが、4月の設置が、4月の提案が早くなったという関わりとですねちょっと整合性がないような気がするんですが、いかがなものなんでしょうか。把握をされておれば、ご説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今回地域審議会を早目に出した理由につきましては専門部会長の方から先ほど説明があったとおりでございます。地域審議会の制度につきましては、もう知っているらっしゃるように、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという懸念がある。合併前に住民が不安を抱くことがあるんじゃないかというようなことで、本来の趣旨にのっとって今回、ちょっと早目でしたけれども、出させてもらった経緯がございます。それと先ほども言いましたとおり、委員の方からも、そして住民の方々からもそういうような住民説明会で意見等もあった。それらを踏まえて、若干早かったですけども、出させていただいた経緯がございます。議員の関係とはですね、専門部会、分科会の方ではそこまでは議論はしておりません。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

お願いになるんだと思いますが、議員の定数あるいは任期の審議がされている最中ですね、今後どういう取扱いかわかりませんが、議員の関係の方々、それぞれの市町で選出をされた方々が努力をされるわけですので、そこら辺とのこの兼ね合いと言うんですかね、地域審議会との、やはりこれも、混乱は起きないというふうに思いますが、できるだけその地域の代表として議員の方々が選出をされた場合ですねやっぱり連携がとれるような努力をしていかないといけないというふうに私自身も思いますが、審議会とのいわゆるこの、何と言うんですか、トラブルがないようにですね組織運営上もきちっとやっぱり位置付けもしながら申し送っていかないといけないんじゃないかなという気が少しするものですから、この私としては何かこう議員の定数任期がはっきりしない中でこれを先に、決めてしまうといかんとということじゃないんですが、軽視をされるような感じがするものですから、十分慎重に取扱いをしてほしいなというふうに要望をしておきたいというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

要望で、特に、コメントされますか、はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

この地域審議会におきましてはいわゆる市長の諮問機関でございますし、先ほどのお尋ねのありましたとおり、いわゆる議会で議決をいただくことですので、十分にそこら辺については整合性を持たせる。そして、また、お互いの分野をきちんと尊重し合うという形での議論がなされなければならないだろうというふうに事務局自体も考えているところでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特になければですね、委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思います。この件につきましては提案のとおり承認するということでご異議ございませんか。

異議なしということでございますので、協議第47号、地域審議会の設置について（協定項目8）は提案のとおり承認されました。ここでしばらく休憩をさせていただきます。開始をおおむね3時5分、15時5分にいたしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

「休憩 午後 2時54分」

「再開 午後 3時05分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、再開をいたします。次に、議事の(5)、議案第2号、平成16年度始

良中央地区合併協議会事業計画及び平成**16**年度始良中央地区合併協議会予算についてを議題といたします。本件につきましては前回の会議で事務局から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がありましたら補足説明をよろしくお願ひします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

前回資料の3ページ目から4ページ、あと予算になってきますけれども、事業計画、予算、それぞれ当協議会の合併の目標であります平成**17**年2月までの協議会の経費を計上いたしております。協議がスケジュールどおり整い、各市町の議会での廃置分合等の議決があれば、**10**月から、スケジュールでいきますと**10**月から準備段階に入る作業も一部出てまいりますけれども、それらの経費につきましては現段階では不透明な部分がございますので、その経費については加味いたしておりません。それから、資料の**11**ページ目をお願いします。歳出予算の会議費、1の協議会費でございますが、報酬、委員報酬を前回**46**人のという説明をいたしておりますけれども、協議会委員の方は全部で**53**名です。当協議会の報酬及び費用弁償に関する規程によりまして1市6町の首長につきましては報酬及び費用弁償は支給しないという規程がございましたので、報酬及び費用弁償につきましては委員**46**名分で計算がしてあります。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。ございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

1点だけお尋ねをしておきたいと思うんですが、**13**ページですね、事業費の中の2、広報費、本年度予算額**1,225**万5千円計上されているんですけども、構成します1市6町の住民のさらなる位置とですね希望あふれるまちづくりへのこの展望を開いていかなければいけないと思うんです。そういった思いをですね住民の方々が本当に抱いていただくというそのためにですねどういった工夫を検討されているのかですね。お示しいただくものがあれば、お示しをいただきたいと思ひます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

お答えします。印刷製本費といたしまして協議会だよりを今年もやっておりますけれども、毎回協議が多くなりますとページも増えてまいります。より内容のある協議会だよりに努めたいということと、併せて住民説明会を予定いたしておりますので、パンフレット等についての作成を考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

そうしますと特別にそれ以外の計画はしていらっしゃらないということで了解していいですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

現段階ではそのほかにホームページの掲載とか、そういうところでございまして、協議会だよりに分かりやすい表現とかですね、そういう形で対応してまいりたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

そうしますと、住民の方からそういう要望があれば、思い、声が上がれば、何か考えるというふうに理解していいですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

お答えします。今回提案いたしております積算につきましては、ただいま説明をいたしました協議会、それから住民説明会用のパンフレット、そういった形での広報活動というふうに考えております。予算の許す範囲で極力親切な広報活動に努めたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

稲垣委員、よろしゅうございますか。はい、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

私本当にですねこういう、隼人町はこういった経過をたどってきておりますので、本当にですねすべての町民がですねこのまちづくりに新しい思いを持って出発していただければなというふうに思うんですけども、そのためにはいろんな工夫をしなければいけない。ただ協議会の協議会だよりをですね発行したり、それもいいでしょうけれども、何かですねそういった思いを一つにできるものがあればなというふうに思うんですね。新しいこんだけの広い地域ですので、そういった、俗に言えばイベントみたいなですね何かそういったのを本当に計画して心一つにできればというふうに考えるわけです。事務局ではそういったのは何も考えていないということで理解していいですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

現在提案いたしております分につきましては先ほどから説明しているとおりでございます。ただ合併につきましては当協議会だけですべてができるわけじゃないというふうに考えております。ほかの分野につきましても、1市6町の行政でしょうか、そこら辺の力を借りながらですねそのPRも含めて、両方協議をしながらですね極力PR活動には努めていきたいというふうに考えます。質問議員の意向を十分反映させながら広報活動も検討してみたいというふうに考えます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思います。この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、議案第2号、平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成16年度始良中央地区合併協議会予算については原案のとおり承認されました。次に、議事の(6)、議案第3号、平成15年度始良中央地区合併協議会補正予算(第1号)についてを議題といたします。事務局の提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長(間手原 修)

それでは、説明いたします。本日配付の資料でございます。本日配付をさせていただきました。別冊6、別冊6の議案第3号という資料をお開きいただきたいと思っております。平成15年度始良中央地区合併協議会補正予算(第1号)についてでございます。第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ、歳入歳出それぞれ1万2千円を減額し、それぞれの予算額を**4,690万1千円**といたしました。1ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましては款で諸収入でございます。補正前の額が1万3千円、補正額として の1万2千円、計千円の予算ということになります。歳出につきましては、会議費、事務局費それぞれ執行残等を減額いたし、事業費を増額補正いたしました。内容につきまして2ページ目から後ですけれども、事項別明細書ということになります。3ページになります。3ページ目の歳入の中の諸収入ですけれども、預金利子を1万3千円予定いたしておりましたけれども、決算見込みで千円ということですので、△の1万2千円をいたしました。歳出で会議費です。協議会費、報酬、需用費、委託料、それから小委員会費、報酬、旅費につきましてはそれぞれ決算見込みの中での減額補正をいたしております。特に小委員会での報酬につきましては、小委員会につきましては協議会と同日開催を行いましたので、減額をいたすということになっております。4ページ目でございます。事務局費につきましてもそれぞれ決算見込みにより減額補正をいたしました。需用費の消耗品でございます。コピーの用紙、それからカラーコピーのカウンター料、それからお手元にあります資料等の印刷等の消耗品かれこれでございますが、予算に不足を生じたので、**20万1千円**の増額をいたしました。5ページ目です。減額につきましてはそれぞれの事業の入札残、それから増額につきましては不足分を補正をいたしております。まちづくり計画につきましては委託料で**50万円**の増額でございます。計画書につきまして当初**50冊**ほどの印刷を考えておりましたけれども、

不足を生じるというようなことで増刷を考えております。**350部**の印刷をしたいということで予算に不足を生じますので、**50万円**の増額をいたしました。それから、電算統合につきましては当初**260万円**の予算でございましたけれども、補正額**370万円**、合計**630万円**で**15年度分**として支出をしたいということでございます。基幹系の電算システムが決定をみましましたので、**15年度**可能な事業をするということで増額をいたしました。広報費の印刷製本費**103万4千円**でございますけれども、当初協議会だよりを2カ月に1回の予定で予算計上をいたしておりました。流用等につきまして現在まで賄ってまいりましたけれども、3月分に不足を生じますので、増額をいたしております。併せて合併に対する児童・生徒に対する情報パンフ等を本年度の予算で印刷をしたいということで合わせて**103万4千円**の増額でございます。あとは執行残並びに決算見込みによります減額でございます。以上、よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方から、電算関係につきましてこの前ご意見が出ておりましたので、併せて補足説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

前回協議会におきましていわゆる基幹系電算システムの統合化に関する委託業者の選考の作業はどうなっているのかということでご質問いただきました。今回の補正予算の所にもそれらの関連の経費を計上させていただきましたので、その結果等についてご報告を申し上げたいというふうに思います。この基幹系電算システムの統合化につきましては、まず第1に住民サービスの低下を招かないように十分に配慮しながら、合併時に統合した電算システムがいわゆる安全確実に稼働するというのを最大の目標、そして国の方針等に基づき将来的な点も視野に入れながらその選考作業を進めてまいってきたわけですが、前回の席上「最後の段階にきており、いましばらく時間をいただきたい。」ということでご答弁を申し上げました。結果といたしまして、その後さらに電算情報部会等で整理をしまして、幹事会の方で選考が整いましたので、その結果をご報告申し上げます。基幹系電算システムの統合化に係る委託業者の選定結果につきましては、株式会社日立情報システムズを選考するというので幹事会で選考しました。直ちにその結果につきましてはそれぞれの町の首長さん方にご報告を申し上げ、了解をいただいたところでございまして、それらの経緯を踏まえまして今回の補正予算の中に平成**15年度**においてできるだけ可能な限り執行し、その作業を進めていきたいということで補正予算の方に提案させていただきましたので、報告と併せましてご理解のほどをよろしくをお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。本件につきましては、事務局の方からも説明がございましたように、本日の会議で承認をいただきたいということでございますので、事務局の提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、議案第3号、平成15年度始良中央地区合併協議会補正予算（第1号）につきましては原案のとおり承認をされました。続きまして会議次第7、第7の次回協議事項についてを議題といたします。次回の協議事項でございますので、本日は事前提案という形で調整内容及び参考資料等についてご説明をさせていただき、協議につきましては次回でお願いすることになりますので、よろしくお祈りをいたします。それでは、会議次第7の(1)、協議第39号、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25-16-①）を議題といたします。本件は農林水産専門部会の所掌事務となっておりますので、農林水産専門部会の方から提案説明をお願いいたします。農林水産専門部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産業専門部会長（山下 弘文）

皆さんこんにちは。農林水産業部会の山下です。よろしくお願いいたします。農林水産関係事業につきましては、先日林業、水産業、耕地についてそれぞれご承認いただきました。本日は農業につきまして事前提案を申し上げます。なお、本日は農業分科会の森田分科会長にも同席をお願いいたしております。併せてよろしくお願いいたします。それでは、別冊1をご準備お願いいたします。別冊1、協議第39号、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25-16-①）でございます。農林水産関係事業【農業】の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、地域農政推進対策事業（農政、市議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。2、農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。3、認定農業者、新規就農者等の営農活動に対する支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、経過措置を含め制度内容等を合併までに調整する。4、農業制度（振興資金利子補給制度）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。金融運営協議会の設置については、合併までに調整する。

福山町が実施している農業経営振興資金（単独貸付事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。5、水田農業推進協議会事業、地域水田農業ビジョン等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。6、環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助事業は、合併時に廃止する。7、畜産関係の各種振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。8、畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し、合併までに調整する。9、農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。平成16年3月11日提出ということで、本日は事前提案とさせていただきます。1ページをご覧ください。1ページにつきましてはただいま申し上げました協議事項と同一でございますので、説明を省略させていただきます。2ページ、総括表をご覧ください。農業は18項目を提案しております。各市町の事業の実施状況につきましては事業実施市町欄の項目に○印がしてございます。また、備考欄の*は国・県等の補助対象事業であります。それでは、参考資料につきまして具体的に説明をさせていただきます。項目1、3ページから6ページにかけてでございますが、地域農政推進対策事業（農政審議会を含む）であります。農業を取り巻く諸情勢に対応するため、各市町、名称の相違はございますが、農政推進対策に関する機関が1市6町全市町に設置されております。新市においても協議会等の設置をする必要がありますので、組織、失礼しました、新市においても協議会等を設置する必要がありますが、組織等の調整を図る必要が出てまいります。調整内容といたしまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整するとしております。項目2ですが、7ページから10ページにかけてでございます。農業振興地域整備計画は、農林水産大臣が基本方針を定め、この基本方針に基づきまして知事は農業振興地域を指定し、指定を受けた町村は農業振興地域の整備計画を定め、この整備計画に基づきまして農業振興地域の整備を図っていかうとするものでございます。市町村の整備計画はおおむね5年ごとに経済情勢等の変化により見直しを行う全体見直しと個人の申請等により緊急性などからやむを得ないと認められたものに限り見直しを行う個別見直しがございます。計画につきましては1市6町全市町村が策定をなさっていらっしゃいます。また、農業振興地域整備促進協議会は農業振興地域に関する重要施策等の協議を行う機関で全市町に設置されております。調整内容としまして新市において策定する。なお、策定までは、旧市町村の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整するとしております。次に、項目3、11ページから12ページにか

けてでございます。認定農業者の育成事業であります。認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして農業者が効率的で安定した魅力ある農業経営を目指すため、自らが作成する農業経営改善計画、5年後の目標を定めておりますが、これを各市町の長がそれぞれの市町の農業基本構想に照らして認定した方々を言います。認定の基準となる農業基本構想はおおむね**10**年後の農業経営の目標で、これも5年ごとに見直しが行われます。1市6町には認定農業者の方が**273**名いらっしゃいましてそれぞれの市町で活躍されています。横川町が単独で実施している支援対策事業は、認定農業者が行う農道等の新設改良あるいは農地の改良などに要する経費に対しまして補助金を交付する事業でございますが、平成**18**年度まで実施するとしております。調整内容といたしまして現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容等については、新市において調整する。横川町が実施している単独事業は、平成**16**年度計画に掲載された事業については平成**18**年度までは実施するが、以後廃止する。認定農業者の会は、合併後速やかに統一するとしております。項目4ですが、**13**ページから**14**ページにかけてでございます。新規就農者育成事業であります。新たに農業を始めようとする青年等が策定した就農計画に基づきまして就農支援資金の貸し付けを行うことによりまして就農の促進を図るものであります。貸付金につきましては、研修準備資金、就農資金等があり、県が3分の1を補助し、本人が3分の2を負担する制度になっております。また、牧園町が実施されている単独事業は就農期間が5年以上の農業者が対象で、毎年度の償還金額の本人の負担額の2分の1額を町が単独で補助をされるものであります。調整内容といたしまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、牧園町が実施している償還金の単独補助制度は新市に引き継ぐとしております。項目5、**15**ページから**16**ページにかけてでございますが、農業後継者等育成就農支援事業でございます。本事業は横川町が新規就農の促進や優れた農業後継者を育成する目的に補助金を交付する単独事業でございます。交付条件といたしまして6カ月以上2年未満の農家や研修機関等での研修が必要となります。農家での研修の場合、単身者に月額**10**万円、また、夫婦の場合月額**15**万円を補助するもので、研修の受入先の農家が2分の1を負担し、残りの2分の1を町が補助する制度となっております。調整内容といたしまして横川町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整するとしております。次に、項目6、**17**ページから**18**ページにかけてでございますが、認定農業者農用地集積促進事業であります。本事業は溝辺町が経営規模拡大を目指す認定農業者に対して補助金を交付する単独事業でございます。交付の条件といたしまして、賃貸借権を設定した者又は売買により所有権の移転をした者で、1回の契約に**10**a以上の面積が必要となりまして、また、認定農業者が

原則となっております。2番目に利用権の設定につきましては3年以上の存続期間が必要となっております。3番目に農業振興地域の基盤整備の完成した区域となっているようでございます。調整内容といたしまして溝辺町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整するとしております。

項目7、19ページから24ページまで長くわたっておりますが、農業制度（振興資金利子補給事業）であります。農業者の皆さんが借りていらっしゃる国・県の制度資金の利子を市町が補給を行う事業で1市6町全市町村が実施していらっしゃいます。利子補給率には差異がございまして、調整が必要となっております。また、金融運営協議会は制度資金の貸付対象者の選定等を協議する機関であります。調整内容といたしまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。金融運営協議会等の設置については、合併までに調整するとしております。

次に、項目8、25ページから26ページにかけてでございます。農業経営振興資金（単独貸付事業）であります。本事業につきましては福山町が農家の経営規模拡大及び経営改善を図るため資金の貸し付けを行う単独事業でございます。事業の運営につきましては基金を6,400万円積み立てていらっしゃいます。調整内容といたしまして福山町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整するとしております。

項目9、27ページから28ページ、水田農業推進協議会事業であります。平成14年12月、国が定めました米政策改革大綱によりますと、米の生産につきましては、平成15年度までは生産調整目標、減反面積の割り当てがされておりましたが、平成16年度からは生産目標数量、生産してよい米の量の配分の方式に変更になりました。また、生産調整に対する助成措置につきましても平成15年度までは全国一律の要件、単価により交付されておりましたが、16年度からは独自の創意工夫に基づき用途と交付金額が市町村で設定できるようになっております。水田農業推進協議会は米の生産目標の数量配分決定や交付金の用途や額の決定等を協議する機関でございます。1市6町全市町村に設置されております。調整内容といたしまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整するとしております。

項目10、29ページから30ページにかけてでございます。地域水田農業ビジョンでございます。国は昭和46年から米の生産調整に取り組んでまいっておりますが、需要の減少が続く中、生産過剰の構造を変えることができません。このため、今後の米政策といたしまして平成16年度からは、生産調整のみを展開するだけでなく、地域における米及び米以外の作物の生産と販売の戦略、水田の利活用、担い手農家の育成など将来の姿、いわゆる「地域水田農業ビジョン」と言うんだそうですが、これを全国的に展開させるということでございます。ビジョンは1市6町全市町村が策定していらっしゃいます。調整内容

としまして旧市町のとおり新市に引き継ぐとしております。項目**11**、**31**ページから**32**ページにかけてでございますが、環境保全型農業推進事業であります。農業用の廃プラスチック、廃ビニール類の適正処理と、持続性の高い農業方式を導入しようとする農業者、「エコファーマー」と呼びますが、これらの推進を図る事業でございます。1市6町には知事の認定を受けられましたエコファーマーの方が**127**名ほどいらっしゃいます。調整内容としまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独補助事業は、合併時に廃止するとしております。項目**12**、**33**ページから**34**ページにかけてでございます。畜産関係事業の補助金ですが、制度内容等に差異はありますが、国分市、隼人町を除く5町がワクチン接種等に補助金を交付しております。調整内容といたしまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整するとしております。項目**13**、**35**ページから**36**ページにかけてでございますが、家畜共同出荷事業でございます。制度内容等に差異はありますが、国分市、隼人町を除く5町が、子牛を競り市に出荷する際、運搬の手段のない婦女子、高齢畜産農家等に対して共同出荷により出荷した子牛の頭数に対しまして補助金を交付している事業であります。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整するとしております。項目**14**、**37**ページから**38**ページにかけてでございます。家畜導入事業ですが、畜産振興のため、市町が肉用牛繁殖牛を購入し、一定期間貸し付け、その後譲渡する事業でございます。1市6町全市町が実施している事業であります。国分市、溝辺町、霧島町、福山町には市町の単独事業もございます。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独事業の制度内容については、合併までに調整するとしております。項目**15**、**39**ページから**40**ページにかけてでございます。家畜導入及び保留補助事業ですが、制度の内容には差異はありますが、畜産の産地形成とその振興発展を図るため、農家が家畜の改良繁殖を目的に優良牛の保留及び購入をする場合、その経費について補助を行うもので、1市6町の全市町が実施しております。調整内容として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整するとしております。項目**16**、**41**ページから**42**ページにかけてでございます。家畜排泄物処理施設等整備事業ですが、これにつきましても制度内容に差異はありますが、家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進と農畜産業の振興のため、環境保全型の農業の推進を図るために1市6町全市町が実施している事業であります。調整内容といたしまして現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容、補助金等については、合併までに調整するとしております。項目**17**、**43**ページから**44**ページにかけてでございます。畜産共進会ですが、市町単位の畜産共進会につきましては和牛を主体に1市6町全市町が春と秋の年

2回実施されていらっしゃる。春は農協、秋は市町の主催になっております。また、始良地区では農協主催で和牛等が春と秋の年2回、ホルスタインにつきましては年1回実施されております。また、県においても経済連の主催で和牛とホルスタインにつきましてはそれぞれ年1回共進会が実施されております。共進会につきましては主催の関係から農協など関係機関との協議が必要となります。調整内容としまして関係機関と実施方法等を協議し、合併までに調整するとしております。最後になりましたが、項目**18**、**45**ページから**46**ページでございます。農業地域活性化イベントでございますが、農業関係のイベントにつきましては1市6町全市町が実施されていらっしゃるが、各市町担当部署が異なり、また、開催時期、予算等にも差異がございます。今後新市において内容等が同じようなものは統廃合を含めた検討が必要となりますが、当分の間は、実施場所等の関係もありますので、旧市町の範囲で実施していくというような調整をしております。調整内容といたしまして、当分の間、新市においても現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは統廃合を含め検討をするとしております。以上、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて調整内容の説明を申し上げます。なお、耕地の時も申し上げますが、**2000**年の農業センサスによりますと、1市6町の農家数は**6,772**戸で、平成**13**年の農林水産省の生産農業所得統計によりますと、畜産加工農産物を除いた生産額でございますが、**183億3,800**万円となっております。また、畜産につきましては、今年の3月から今年の1月まで農協年度による**11**カ月間の1市6町の始良中央家畜市場における子牛の出荷頭数は**5,952**頭で、売上額は**24億3,562**万4千円となっております。また、成牛の出荷実績は**911**頭で**1億8,254**万2千円となっております。以上で農業につきましての事前提案の説明を終わらせていただきます。先進事例が**47**ページに掲載してございます。よろしくご協議くださるようお願い申し上げます。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま農林水産専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等がございますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、質問等がないようでございますので、協議第**39**号、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目**25-16-①**）は終わらせていただきます。次に、会議次第7の(2)、協議第**48**号、一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目**11**）を議題といたします。本件につきましては総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務専門部会長でございます。資料別冊2の協議第48号、一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目11）の事前提案にあたりましてその提案理由等についてご説明いたします。一般職の職員の身分の取扱いについては、そこにお示しいたしました4項目について協議を求めるものでございます。協議を求める内容といたしましては、1、1市6町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定によりすべて新市の職員として引き継ぐものとする。2、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。3、職員の職名については、合併までに調整する。4、給与については、現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るの4項目でございます。参考資料といたしましては1ページと2ページに職員数や職名等の1市6町の現況をお示ししてございます。また、3ページには給与に関する1市6町の現況をお示ししてあります。4ページには1市6町の定年退職予定者数の一覧表をお示ししてあります。5ページと6ページには関係法令の抜粋をお示ししてございます。そして7ページには先進事例をお示ししてございます。この一般職の職員の身分の取扱いについては、人事分科会、総務専門部会をそれぞれ開催し、検討、協議を行うとともに、先日の幹事会においても協議を行ってきたところでございます。それでは、総務専門部会等での具体的な協議、検討内容についてご報告いたします。まず1の項目についてでございます。先に協議を行いました特別職の身分の取扱いの際にご説明いたしましたが、市長、町長、助役、収入役などのいわゆる特別職は地方自治法など関係法令の規定に基づき合併の日の前日には失職することとなっておりますが、このような特別職以外の一般職の職員につきましてはいわゆる合併特例法の規定に基づき身分を保有する必要があります。お手元の資料の5ページをお開きいただきたいと思います。上の部分ですが、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項には、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するよう措置しなければならない。」というふうに規定されております。このようなことから1の項目では、1市6町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定によりすべて新市の職員として引き継ぐものとするというふうに合併特例法に基づきその基本理念をお示ししたところでございます。次に、2の項目についてでございます。1市6町の職員数は資料1ページの上の方にお示ししてございます。職員定数については、地方自治法の規定により条例により定めることとなっております。また、1市6町とも現在でも定員適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めております。定員適正化計画とは、行政改革推進のため

に当時の自治省、現在の総務省ですが、自治省の指導の下に策定されているもので、人口の増減や行政需要の変化等に適正に対応するための必要な定数に関する計画であります。1市6町が合併し、新市が発足いたしますと、新市において改めて定員適正化計画を策定し、条例により定数を定める必要があります。その際には、1の項目でお示ししたとおり、合併の日に所属する一般職の職員はすべて新市に引き継ぐこととなりますので、新市においては、今後の行政需要や総合支所方式をとる類似団体の状況あるいは職員の退職状況等いろいろな状況を勘案しながら定員適正化計画を策定し、計画的に人員の削減を図っていく必要があると考え、そのような表現としたところでございます。次に、3の項目についてでございます。職員の職名については、合併までに調整するとしております。現在1市6町の地位別職員の状況は1ページの下の方にお示ししてありますが、国分市は部長制を設けており、他の町では課長までの制度となっております。新市が発足した場合の人事異動等の発令は新市において行われることとなりますが、この場合、合併までには職名なども含めた人事発令の方針を決定し、人事作業を行い、新市発足と同時に人事の発令を行う必要があります。したがって、どのような職名を設けるかにつきましては、今後合併までに協議、検討を行っていく必要があると考えておりますが、ここでは基本的な理念をお示しし、この基本原則に基づき今後さらに1市6町で詰めてまいりたいと考えております。次に、4の項目についてでございます。給与については、現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るというふうに提案してございます。給与につきましては、基本的には1市6町とも国や県の給与体系とほぼ同じ体系となっておりますので、それほど大きな差異はないと考えております。資料の3ページに1市6町の平均給与等をお示ししてございますが、これを見ますと平均給料について相当な差があるように見えますが、実際は平均年齢や平均経験年数、学歴の違い、職名の違いなどによって数字が変動いたしますので、一概にどの団体が高いとか、低いとかいうのは言えない状況にあります。ただ昇給基準など団体によって若干異なっている部分もありますし、また、昇任の時期も必ずしも同一でないこともあり、同じ年齢、同じ学歴、勤務年数で比較した場合、給料が全く同じかと言うと、そうでない場合も多いと考えられます。このようなことから給料につきましては現給を保障するということをうたうとともに、今後の課題として職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るというふうに提案したところでございます。なお、給与につきましては、先ほどご説明いたしました合併特例法第9条、5ページの上の方にお示ししてあります。その第2項に「給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」という原則があります。また、同じく、5ページの下の方に

お示ししておりますが、地方公務員法第**24**条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなければならない。」、また、第3項には、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されております。したがって、給与の調整、統一を図る場合においては、このような観点に立ち、公正かつ適正に、また、国の示す給与水準なども考慮し、さらには合併の趣旨であります行政のスリム化、効率化といったことも勘案しながら調整方針を定め、統一を図っていく必要があると考えております。以上をもちまして協議第**48**号、一般職の職員の身分の取扱いについての事前提案にあたりましての説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆さん方から何かご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等がないようでございますので、協議第**48**号、一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目**11**）は終わらせていただきます。次に、会議次第7の(3)、協議第**49**号、町名・字名の取扱いについて（協定項目**19**）を議題いたします。本件につきましては企画専門部会の所掌事務となっておりますので、企画専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

それでは、資料別冊3をお開きください。協議第**49**号、町名・字名の取扱いについて（協定項目**19**）の事前提案説明をいたします。町名・字名の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、町・字の区域については、現行のとおりとする。2、町・字の名称については、次のとおりとする。(1)、国分市については、国分市〇〇を霧島市国分〇〇に置き換える。〇〇は現在の町名・字名であります。(2)、溝辺町については、始良郡溝辺町〇〇を霧島市溝辺〇〇に置き換える。以下横川町、牧園町、霧島町、隼人町につきましても同じような形で置き換える。(7)、福山町については、始良郡福山町〇〇を霧島市福山〇〇に置き換える。ただし、大字の福山については霧島市福山何々番地とする。以上でございます。町名・字名の取扱いにつきましては、企画分科会、企画専門部会、それから先日幹事会に提案を申し上げまして、承認をいただきました。それでは、協議の経過についてご報告を申し上げます。去る2月**12**日の第**18**回の協議会の中で新市名称が「霧島市」に決定したことを受けまして、今回町名・字名の取扱いについて提案をさせていただきます。まず初めに調整案に出てまいります町・字の町の考え方ですが、これは隼人町、溝辺町の自治体の町のことでありませんで、1ページの所

に出てまいります現況調書がございますが、国分市の所にあります住居表示の町名の町のございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、1 ページをご覧ください。下の方に 1 市 6 町の町名・字名が書いてございます。ここで国分市が住居表示を、字だけでなく、町とされている地域が**32**箇所ございます。ほかの 6 町はすべて字で住居表示をされております。考え方といたしましては、町名と字名は全く同じでございまして、住居表示の議案等を議会に提案された時に字とするか、あるいは町とするかの違いだけでございます。それでは、まず調整案 1 の町・字の区域について説明を申し上げます。区域については合併時の混乱を避けるために変更しない方がいいということで、区域については現行のとおりとするをいたしました。なお、どうしても区域の変更をしたいという市町につきましては、合併までに住民の方々の賛同をいただいて旧市町で区域の変更をしていただくということで専門部会の方では意見統一がされました。続きまして 2 の町・字の名称についてですが、この件につきましては、今年の 1 月**15**日開催の第**16**回協議会の新市名称検討小委員会の委員長報告で、既存の市町名は、地域住民にとって愛郷心を育み、連帯感を醸成する礎となつてけると同時に、長い年月を経て培われてきたその地域の歴史、文化の総称とも言えることから、町名・字名の取扱いについては既存の市町名を残すことを基本に調整するようという要望がございました。併せましてまた昨年**11**月**25**日の第**13**回の協議会で消防団の取扱いについてを協議をいただきましたが、その調整内容の所で新市の消防団の呼称はそれぞれ〇〇市、まだこの時には新市の名称が決まっておりましたので、〇〇市国分消防団、〇〇市溝辺消防団というような形で旧市町の名前を入れて、後ろの方に「町」という文字を入れない形での承認をいただいております。そのような考え方を基本に調整案を作成をいたしました。それでは、具体的に申し上げますが、2 ページをご覧くださいと思ひます。そこに①、②、③の三つのパターンが載せてあります。まず一番右側の③のパターンにつきましては旧市町名が入っておりませんので、先ほどの新市名称検討小委員会、それから消防団の取扱いの調整案等を尊重いたしますと採用しないということで省かせていただきました。続きまして 1、2 のパターンであります。これはいずれも現在の町名・字名の前に旧市町の名前を入れておまして、①は「市」、「町」の文字を入れないパターン、それから 2 のパターンは「町」の文字を入れる考え方でございます。それでは、①、②のどちらのパターンをよいかでございますが、まず②のパターンを採用いたしますと、専門部会で問題になりましたのが国分市であります。現在の国分市中央何丁目を新市では霧島市国分町中央何丁目となりまして、国分市であった地域が国分町という名前になって市から町に格下げになったイメージを与える。それから、また、国分市には町が付く

町名、大字名が、見ていただきますと新町など九つもございます。そのような形で新しい新市では霧島市国分町新町何々番地という形で町が二つ重なってしまうと、このような観点から国分市の後に町を入れない方がいいんじゃないかという結論になりました。それでは、国分市以外の6町だけに町を入れたらどうかという議論にもなりましたが、新市の一体性を考えたときに統一した方がいいというようなことで、国分市に「町」を入れないのであれば、ほかの町にも「町」という文字を入れない方がいいということになりました。したがって、結論と申し上げまして①のパターンで今回提案をさせていただきました。ただ福山町には「福山」という大字があって、この町は調整案でいきますと霧島市福山福山と福山がまた重複することになりますから、大字の福山地域だけは「福山」の入れないで、霧島市福山何々番地とすることといたしました。それから、幹事会の中で委員から出された意見といたしまして、「各市町地域に持ち帰って意見を聞くべきではないか。」という意見がございましたが、名称小委員会の意見やら、それから消防団の取扱いの調整案等を尊重して、旧市町の名前を使っており、特段問題も出ないのではないかと。また、持ち帰って各市町ばらばらの結論になったら新市の一体性がなくなるということで、今回提案をさせていただきました。それから、あと添付しております参考資料につきましては、3ページが町名・字名の変更手続き、4ページには住所変更の手続きが必要ないと考えられる事例、それから5ページには関係法令、6ページには先進地の取扱いについて事例を掲載をいたしております。以上、協議第49号、町名・字名の取扱いについて（協定項目19）の提案説明を終わります。ご協議をよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま企画専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等はございませんでしょうか。はい、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

確認のためにお伺いします。福山町地区なんですが、「町・字の区域については、現行のとおりとする。」ということで、四つの大字名があるところでございます。先ほど説明でもあったんですが、字名の区域を変更するならば、地元、旧市町で話し合っていたきたいということでございますけれども、実は牧之原地域でございます。福山町全人口の約3分の1の人口が密集、大体そこに集合しているわけなんですが、そこに牧之原という字名、大字名も全然ない所でございます。ずっと前からですね「この牧之原字名をどうにかならないか。」というご意見もありまして、先ほどの住民説明会でも「是非この合併の際にできないものか。」と意見もあったところでございますが、その辺のあたりの取扱い等についてですね住民の声が上がってくれば可能なものかどうか。その確認のためにお伺

いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、企画専門部会、審議の経過等も踏まえましてお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

先ほどはご説明を申し上げましたが、この町名・字名につきましてはその地域に大変密着した歴史的な経緯があつて付けられている名前でございます、専門部会の中では区域の変更あるいはその字名の変更については旧市町で変更してほしいと。先進地事例でも、例えば、半年ぐらいでその区域を変更する期間でできるということございましたので、専門部会の中では旧市町が変更をして合併に臨むということの結論になっております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

先ほど地域審議会の設置についての協議の際に申し上げたことでございますけれども、今、国会で、3月9日の日の国会で審議されるということの地方自治法改正の中の地域自治区の設立ということができるといことになりますと、それをば受ける受け皿としては、法律案の中には「小学校区等」と書いてございますけれども、小学校区、あるいは、また、大字の区域だと思えます。明治**22**年の大合併の時に合併された大字が昔の村の名前だったと思えます。もう既に**117**年経っております。それからの人口の推移とか、いろいろな面がございまして、この平成の合併の時期に地域自治区の設立が可能になるように、今の大字の区域の変更、あるいは、また、創設ということをば合併前までに各市町村でご協議、決定されていくということをお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

その件については今お答えがあつた部分と重なっているのかな。はい、今先ほど川畑委員の質問でそういうふうにそれぞれの地域において決定してということございましたので、ご理解いただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

4ページの参考資料の中ですけれども、合併時に住所変更手続きが必要ないと考えられるものが挙げてあるんですけれども、必要なものはどのような事例があるのか教えていただきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

先進事例等ですねいろいろ引っ張ったり、尋ねたりしているんですけれども、銀行関係につきましては、地場の銀行等についてはですね、新市の名称等が決ま

ったり、町名・字名が変更になれば、そのソフトを導入しながら銀行の方がやっていきますよというのは聞いております。確かめました。それで都市銀行等が進出している所等についてはですね銀行に直接まだ聞いておりませんので、そのあたりについては住所変更等が必要になるのかなというふうには考えておりますけれども、今、私たちが考える中では手続き等確実に必要なものというのではないみたいです。今後また調査してですね、出てきた時は、ご報告をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等はないようでございますので、協議第49号、町名・字名の取扱いについて（協定項目19）は終わらせていただきます。続きまして会議次第7の(4)、協議第50号、その他事業、いわゆる指定金融機関等の取扱いについて（協定項目25-27-①）を議題といたします。本件につきましては行政委員会等専門部会の所掌事務となっておりますので、行政委員会等専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、専門部会長。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門部会長（谷山 忠憲）

それでは、行政委員会部会長の谷山でございます。よろしくお願いいたします。また、本日は出納分科会の会長、それと池田委員も同席しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。それでは、行政委員会等部会の中の出納部会の方から事前提案説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。協議の第50号、その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて（協定項目25-27-①）でございます。その他の事業【指定金融機関等】の取扱いについて次のとおり協議を求める1項目でございます。指定金融機関等については、合併までに調整するということでございます。それでは、資料に基づきまして説明申し上げます。資料の1ページから2ページについては各市町の現在の指定金融機関指定の状況でございますが、お手元の資料に掲げてあるとおりでございますが、鹿児島銀行の取扱いが国分市、牧園町、隼人町の1市2町でございます。あいら農業協同組合取扱いが溝辺町、横川町、霧島町、福山町の4町でございます。収納代理機関等についてはそれぞれ市町ごとに記載してあるとおりでございますので、お目通し願いたいと思います。それと鹿児島銀行とあいら農業協同組合により指定金融機関指定の条件に関する公金取扱い等の資料をいただき、参考にしながら、今まで分科会、担当課長会、収入役会、専門部会等で指定金融機関等の取扱いについて検討してまいりました。それと今後さらにですね、調査してきたんですが、今後さらに調査研究する必要があるということで、指定金融機関等については、合併

までに調整するという結論に達しました。なお、3ページには4協議会の先進事例、4ページには指定金融機関等に関する関係法令等を参考までに示してあります。また、5ページには、今後指定金融機関選定のスケジュールフロー案ではありますが、参考までにお示ししてあります。以上で指定金融機関等の取扱いについての事前提案説明を終わります。ご協議のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま行政委員会等専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方が何かご質問等ございませんでしょうか。はい、今島委員。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

この資料を見ますと、特に農業の町、こうした所が全部あいら農業協同組合というふうになっております。調整内容が合併までに調整するということになっておりますけれども、果たしてこの合併までにいつ頃まで調整をされるのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○国分市会計課長（池田 和弘）

国分の池田と申します。よろしくお願ひいたします。お手元の資料の4ページをご覧いただきたいと思ひます。すいません。5ページでございます。一番最後でございます。先ほど部会長の方から申し上げましたように、ここに選定に関するスケジュールフローをお示ししているわけでございますが、この中で現在の段階でいきますと2月でございます。今日ここで協議会の方にお諮り申し上げておりますけれども、この後具体的な動きといたしましては、先月の1月に一応金融機関の方からある程度アンケートを求めまして、その集計を各市町にお配りしているところでございます。それに基づきまして**16年**の5月から、この調整票あるいはすべてのいろんなスキルとか、いろんな状況がございますので、それらを総合的に検討をして絞り込みに入りたいと。それには収入役会あるいは担当課長会、あるいは分科会、それぞれが段階的に詰めていきたいというふうに考えておりました、一応大体9月ぐらいのところでは内部決定ができないだろうかというようなスケジュールで現在進行しております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

1件だけお伺ひします。現在二つの指定金融機関があるわけですが、合併までに調整するという事なんですが、それぞれ収納いろいろ事務あるわけでございますけれども、現在のこの二つの収納手数料等は統一されておるもんか。そのあたりについてお伺ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

収納手数料、はい、部会長。

○国分市会計課長（池田 和弘）

収納手数料につきましては、窓口で納付書等での収納する時の手数料ということで承りますけれども、これが牧園町、霧島町、横川町、福山町が1件あたり**20円**、消費税別ですね。そのほかは一応収納手数料は無料となっております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

指定金融機関の指定については議決が必要なんですね。そうした場合にこの調整というものはいわゆる新市になってから議会の議決を得られて発効するものだと思います。そうしますと指定金融機関は一つしかできないと思いますよね。それ、したがいまして、1市6町の中にあります金融機関の中から収納代理、指定代理金融機関、あるいは、また、収納代理の金融機関若しくは収納事務取扱金融機関ですか、ランクがあると思いますが、そういった面まで含めての調整をしていただくということになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○国分市会計課長（池田 和弘）

確かに、今、委員のおっしゃるとおり、新しい新市になってから新しい指定金融機関は一つという形になりますけれども、当然、合併日においていきなり決めて云々ということがなかなか不可能な状況でもございますので、いわゆる、今先ほど内部で絞り込みをできたということで申し上げておりますが、最終的には一応首長さん方でまたお話し合いをいただいて、そして新市になります時に専決処分で、一応職務執行者の方が専決処分で決定をして、後で議会で承認を得るという段取りになっているようでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、児玉委員。

○始良中央地区合併協議会委員（児玉 實光）

今、指定金融機関の問題で私たちあいらの農協もそれぞれの行政の所で指定を受けておるわけですがけれども、今から協議が始まるわけですがけれども、事例としまして今回九州オンラインが全国オンラインにつながりますし、また、この内容につきましても何ら銀行と変わらない取引すべてができますし、また、現在のところでは、指定金融機関をいただいてない所も、それなりに行政なり、あるいは、また、町民、市民の方との直接のつながり、そういうものでは、振り替えの手数料とか、そういうものは決まってはおりますけれども、ほとんど免除をいた

しております。無料ということでしたしております。今後につきましても、私たちの所は管内のことはもうあいら一本、私たちの所で決定ができますので、そういう言えば市民なり、町民の所につながる面につきましてはですね十分免除、そういう形での協力はできると思いますので、今からの審議でしようけれども、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ほかに質問等ないようでございますので、協議第**50**号、その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて（協定項目**25-27-①**）は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、この四つの案件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。次に、会議次第**8**の新市のまちづくり計画（修正案）についてを議題といたします。事務局の提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

説明いたします。**11**月の**25**日の日に第**13**回協議会が行われました。その中で新市まちづくり計画の原案を承認していただきました。その原案を基に作成いたしました概要版によって各市町で住民説明会を実施していただいております。資料につきましては別冊**5**でございます。その後行政側の関係する分科会長との事業等についての意見交換、調整、まちづくりフォーラム委員との第**2**回目の意見交換、各市町の企画課長でのプロジェクト会議等を経まして原案を修正する部分がありましたので、報告し、承認を求めるものでございます。修正の考え方といたしましては、文章を分かりやすくするために修正、整理したもの、文言の説明書きを書き加えたもの、地域審議会や人権関係など新しく追加をしたもの、事業名を修正したもの等が主なものでございますが、資料の中で主なものにつきまして説明をさせていただきます。**22**ページまでにつきましてはほぼ修正はございませんでした。**23**ページをお開きいただきたいと思います。**22**ページ目から第**4**章、新市まちづくり計画の基本方針でございます。修正箇所につきましてはアンダーラインを、文言の下に棒線を引いておりますが、**22**ページの所が文言の所に、**2**段目になりますけれども、「先端技術型産業」という所に棒線を引いております。修正前は「ハイテク産業」という言葉を使っておりました。分かりやすい表現に換えた方がいいということで換えました。それから、**23**ページでございますけれども、**23**ページにつきましてはすべてアンダーラインが引いてございます。「地域力」、それから「進化」、こういった形での文言の説明書きを

追加いたしました。その下の方の基本理念の①、②、③、③はサブタイトルでございますけれども、それぞれ説明書きを加えさせていただきました。24ページです。24ページは将来像でございますけれども、上から5行目の所ですか、「人を主役にとらえ」というような形での文言を整理をしております。したがって、その下の所に、「住民と行政」という所にアンダーラインを引いております。修正前は「行政と住民」という表現をいたしておりましたけれども、すべて今計画書につきましては「住民と行政」という表現の修正をかけております。あと25ページにつきましてはそれぞれ基本計画との整合性のためにこの文言等を整理をさせていただいております。26ページ目は6の所でございます。住民参画の都市づくり（コミュニティ）でございますけれども、タイトルの所に「人権を尊重し合い」ということで、人権関係が入っておりませんでしたので、今回修正という形で人権関係を追加いたしております。それから、その下の方に「地域審議会を置くこととし」ということで、提案をさせていただいております。「地域審議会」を今回計画書の中に盛り込みました。そのページのそのちょっと下ですけれども、「さらにはお互いが人権を尊重し合い」というような形での文言等の整理をいたしております。それから、27ページ、28ページにつきましては体系図を新しく添付をいたしました。29ページ目につきましてはそれぞれ文言等の整理を行っておりますけれども、ちょうど真ん中所の「促進」という言葉でございますが、修正前は「行い」という表現を行っておりましたけれども、実施方法、財源の裏付けがない現段階で「行う」という表現については非常に厳しい状況があるということで、「促進し」という表現等に訂正をいたしております。30ページ目でございますが、30ページの の所です。「自然と共生した定住環境の都市づくり」ということで、基本計画の方に住宅政策が載っておりましたが、この項目の所にありませんでしたので、整理をいたしました。整理をする前は「住民により都市づくり」ということで掲げておりましたけれども、後の方のコミュニティの方に整理をさせていただいております。それから、31ページ目ですが、31ページにつきましては、上から7行目でしょうか、新しく「新市で策定する教育基本構想の下」ということを付け加えております。「学校選択の拡充」ということがありましたけれども、「新市で策定する教育基本構想の下で学校選択の拡充等を検討していく。」ということで追加をいたしております。あと文言の修正を行いました。あと32ページ目、それぞれ文章の整理を行っております。33ページ目も一緒でございます。34ページがコミュニティ分野でございますけれども、アンダーラインがたくさんありますが、一番上の方から地方分権関係を2行追加をさせていただいております。上から2行目ですが、「住民と行政との関わりがこれまで以上に重視されることとなります。」という文言を追加

いたしております。それからそこに「人権を尊重し合い」ということと「パートナーシップ」、「パートナー」、それから「男女共同参画の形成」等を掲げております。あとはそれに従って文言の整理をいたしております。35ページは行財政分野でございますけれども、一番上の方ですが、「国及び県からの市町村に対する権限移譲等」を追加させていただいております。あとは文章の整理を行っております。39ページ目に移ります。39ページからは新市のまちづくり基本計画になりますけれども、これは主に事業名の修正を行いました。39ページが「土砂防災対策事業」の所にアンダーラインが引いてありますが、事業名の変更をいたしております。それから、40ページ目、40ページにつきましてもそれぞれ事業名を整理をいたしております。内容は一緒でございます。42ページですが、下の方になりますけれども、定住促進関係を整理をさせていただいております。同じく44、45、46、それぞれ事業等の整理を行って修正を行っております。47ページ等ですけれども、事業名の後ろの方に新規という、主な事業の所に新規という括弧書きを追加いたしておりますけれども、新市ではすべて新規事業になるというふうに判断しておりますけれども、基本的には、現在1市6町で実施していない事業、新市でやりたいというような事業等について新規ということで括弧書きを追加させていただいております。48ページ、49ページ、それぞれ事業名等を分かりやすく掲げております。51ページ目につきましては、51ページの下の方ですけれども、「人権啓発」、「人権同和教育の推進事業」、これ等が入っておりませんので、新しく付け加えております。それから、54ページは新市の一体化プロジェクトでございますけれども、真ん中あたりの所ですね、「国際交流の推進」、「人権同和教育の推進」、それから「地域審議会の設置」等を追加いたしました。それから、56ページからですけれども、第7章の新市における県事業の推進、第8章、公共的施設の統合整備、58ページからの財政計画等につきましては修正をいたしておりません。以上、修正箇所のみ説明を終わりますけれども、この修正を含めた計画につきましては、合併特例法の規定によりまして協議会の承認を受けて県知事に協議をするということになっております。協議会には、県との協議が終了したら、最終的な計画として再度報告をし、決定をしていただくということになっておりますので、ご審議方をよろしくお願いいたします。以上、終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、ご意見・ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

8ページですね財政シミュレーション結果というのが出ておりますが、国分

市の場合、平均普通建設事業費が**52億1千万**となっておりますけれども、もう国分は箱物も何もかんもできていますから、こんなに要らないわけですが、どうもこう見てみますと、ほかの所がその事業費が少なくて、国分が大変多うございますけれども、意図的にこの赤字マイナス数字になる計算を合わすためにこうされたんだろうかなと不信感を持つんですが、この根拠をちょっと教えていただけませんか。そしてそのことがこのまちづくり計画の信用性、信憑性と言いますかね、そういうことじゃないかと思うんですけれども、ちょっとお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

今回の財政計画につきましては、シミュレーションですが、本計画の**60ページ**の所に、**60ページ**になります。**60ページ**の所に前提条件として歳出の中で普通建設事業費というのをここに⑩で掲げております。それぞれ1市6町同じ条件でシミュレーションをさせていただきました。単独市町の分につきましては、平成**17年**から**19年度**、それぞれの市町から事業を積み上げ、必要事業費と言うんでしょうか、その結果が約**52億**程度というような形になっております。平成**20年度**以降につきましてはこの3カ年の平均に会期式を用いて歳出をしているというようなこと等でございます、過去の建設事業費等の実績を基にしながら、それぞれのまちがこの**17年**から**19年**のそれぞれのまちの事業を積み上げた結果をやっております。したがって、現在の行政水準を維持するというスタイルでシミュレーションをさせていただきましたので、このような結果が出てきております。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

分かりませんが、はい、すいません。分かりませんが、それでは、今までの市のその実績に、実績に応じて**52億円**という数字が出たということですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

あくまでも、先ほど話をしましたけれども、これにつきましては**17年度**から**19年**の各市町が行いたい建設事業費というのを集計いたしまして計算をいたしましたので、過去の実績ではありません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたしたいと思いますが、事務局で説明では、この新市まちづくり計画、いわゆるこの修正案は県知事に対する事前協議を行うために協議会の承認を得たいというものでございます。提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、新市のまちづくり計画につきましては提案のとおり承認をされました。続きまして会議次第9のその他でございます。委員の皆さんから何かございませんでしょうか。事務局の方は何かございませんでしょうか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程でございます。第20回協議会は、3月11日（木曜日）午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはもう何もございませんですね。それでは、何も無いようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきます。本日も大変長時間にわたりまして熱心にご協議を賜り、誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これを持ちまして第19回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 4時43分」